

XVII【お金の管理が自分でできなくなってきた】

1 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

（1）地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは

判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理をあわせて行う。

（2）具体的内容

- i) 福祉サービスの利用援助
- ii) 苦情解決制度の利用援助
- iii) 住宅改造、住居家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- iv) i)～iii)に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常生活的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

（3）お問い合わせ先

長浜市社会福祉協議会 TEL：0749-78-8294

米原市社会福祉協議会 TEL：0749-54-3105

2 成年後見制度

（1）成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

（2）法定後見制度と任意後見制度

i) 法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「補佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事業に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・補佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

ii) 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

詳しくは、下記のお問い合わせ先で御確認下さい。

(3) お問い合わせ先

長浜市成年後見権利擁護センター（長浜市社会福祉協議会内）

・長浜センター TEL：0749-62-1804

・木之本センター TEL：0749-82-5419

米原市社会福祉協議会 TEL：0749-54-3105